

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年12月6日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ高屋店

所在地 岡山市中区高屋字庄田36番地1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(3) 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 No.1 (店舗敷地内)	3箇所	敷地東側に出入口 No.1,2,10
駐車場 No.2 (店舗東側)	2箇所	敷地西側及び南側に出入口 No.3,4
駐車場 No.3 (店舗北東側)	5箇所	敷地西側に出入口 No.5~9
合計	10箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 No.1 (店舗敷地内)	3箇所	敷地東側に出入口 No.1,2,9
駐車場 No.2 (店舗東側)	2箇所	敷地西側及び南側に出入口 No.3,4
駐車場 No.3 (店舗北東側)	4箇所	敷地西側に出入口 No.5~8
合計	9箇所	

(4) 変更年月日

平成28年11月28日

2 届出年月日

平成28年11月25日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成28年12月6日から平成29年4月6日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課